

集団指導資料（訪問介護）

1 介護サービス提供に関する注意事項

○ アセスメントに基づいた計画作成

アセスメントで利用者の状態（できること、できないこと、どのような介助がどの程度必要か等）を把握し、この結果に基づいて、日常生活を営むために必要なサービスを計画に位置付け、その計画に基づいてサービスを提供する。

従って、計画のないサービス提供はあってはならず、アセスメントを行う前に計画を作成することもあり得ません。

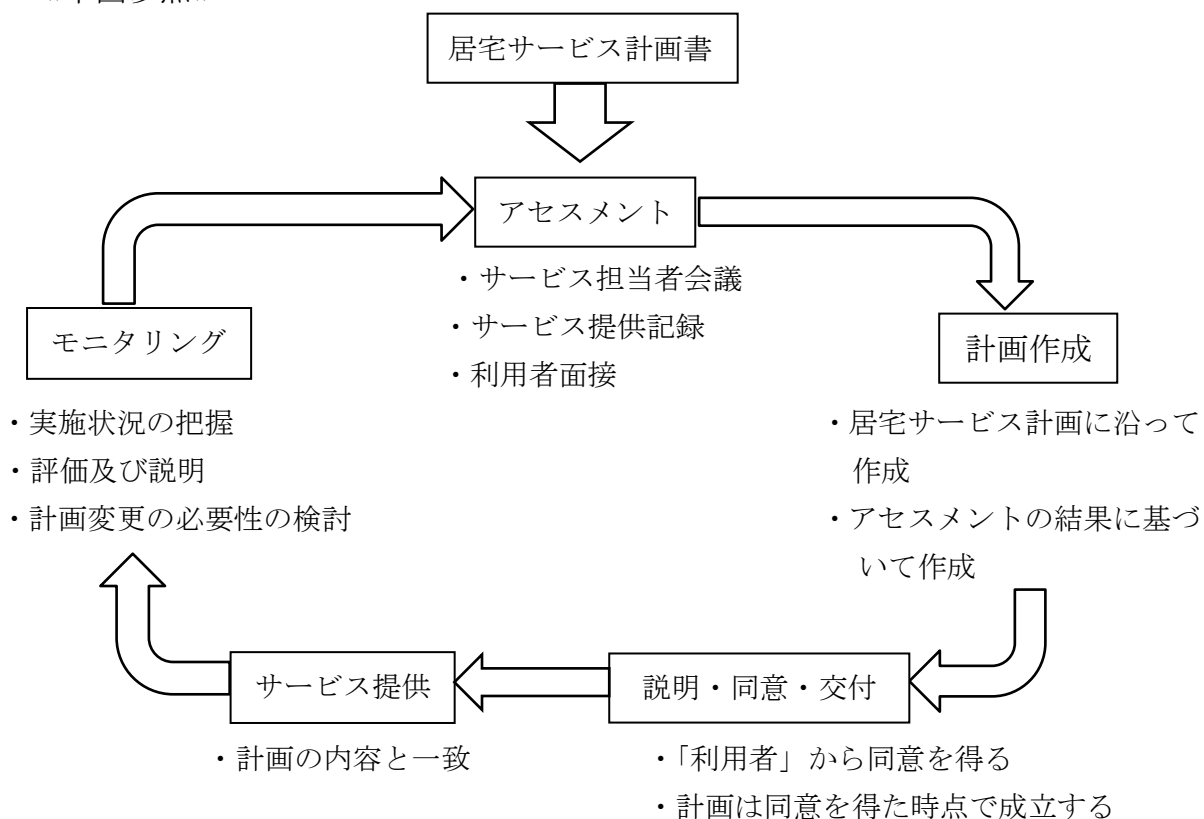
特に、2人介助は報酬に関わりますので、その必要性を明確にしておく必要があります。

また、利用者が「できる」ことをサービスとして提供することで、「できなく」なってしまった場合があります。計画を作成する際は「自立を阻害」しないよう注意してください。

○ サービス提供のサイクルの再確認

アセスメント（利用者の状態（課題）把握） ⇒ 計画原案作成（居宅サービス計画が作成されている場合は、これに沿って作成） ⇒ 計画の説明・同意・交付（計画は、同意を得て成立） ⇒ サービス提供 ⇒ モニタリング（実施状況等の把握、評価）・評価の説明・計画変更の必要性の検討 ⇒ アセスメント

《下図参照》



- ☆ それぞれの業務は、その前に行う業務に基づいて行うものなので、通常、日付が前後することはない。
- ☆ アセスメントで「自立」とだけ記載されている項目は、サービスを提供する必要性はないということになる。
- ☆ サービスは計画に基づき提供するものであり、計画とサービス提供記録の内容に齟齬があってはならない。
- ※ モニタリングとアセスメントは同時に行っても構わない。

2 給付請求に関する注意事項

○ 給付請求の根拠となる時間

サービス提供に時間がかかり計画の時間を超えてしまっても、実際に提供した時間ではなく、計画に基づいて給付請求してください。逆に、実際の提供時間が短くなった場合も同様です。

○ サービス提供責任者の要件

3年以上の経験を有する初任者研修修了者がサ責の場合、平成30年3月31日までに当該事業所が他の事業所の出張所になる旨、東京都に届け出ていないと減算になります。

○ 給付請求の際は誤りのないよう、確認を。

訪問介護は給付請求の内容が細かく規定されていますので、請求誤りのないよう注意してください。

3 総合事業

- 現行相当基準による訪問型サービス・・・予防訪問サービス
緩和基準による訪問型サービス・・・生活援助サービス
現行相当基準による通所型サービス・・・予防通所サービス
緩和基準による通所型サービス・・・活動援助サービス

○ 基準（要綱）

中野区のホームページに3月中に掲載する予定ですので、そちらをご参照下さい。

○ みなし指定の有効期限・更新（平成30年3月31日まで）

☆ みなし指定の更新が必要

☆ 更新後の期限は、介護事業所の有効期限に合わせる予定

☆ 申請方法、必要書類等については、今年の夏頃までに通知するとともに、中野区HPに掲載する予定